

## 予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算      支出科目 款：総務費    項：防災費    目：防災総務費

### 事業名    岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

危機管理部    防災課    地域支援係    電話番号：058-272-1111 (内 2746)

E-mail：[c11115@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11115@pref.gifu.lg.jp)

1 事業費                    13,600千円 (前年度予算額：0千円)

#### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要求額	13,600	0	0	0	0	0	0	0	13,600
決定額									

## 2 要求内容

### (1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- ・自然災害により県内で甚大な被害が発生した際に、被災者の生活及び住宅の再建に資することを目的とした被災者生活再建支援法による支援があるが、同法による支援制度は大規模な災害を対象としている。このため、国に対しては、全国知事会を通じてその是正を継続的に要請しているものの、見直しは遅々として進んでいない状況にある。
- ・県では、国制度を補完する目的で、市町村が独自に支援金を支給する場合に、支援金の給付主体である市町村に補助金を交付する制度を創設し運用している。

### (2) 事業内容

令和2年7月豪雨により発生した被害に対し、下記の補助事業を実施する。

#### ア 補助対象者

自然災害により住家の全壊、大規模半壊、解体、半壊、床上浸水の被害が発生した、または、長期避難の必要が生じた県内市町村

## イ 補助対象事業

自然災害により住家の全壊、大規模半壊、解体、半壊、床上浸水の被害を受けた、または、長期避難の必要が生じた世帯に対し、市町村が生活・住宅再建のための支援金を支給

※被災者生活再建支援法の対象となる世帯を除く。

## ウ 県制度の適用要件

- ① 県内又は隣接県で被災者生活再建支援法が適用された場合の自然災害
- ② 局地的災害のため法が定める適用要件を満たさないものの、当該局地において相当程度の被害があり、知事が特に必要と認める自然災害

## エ 補助対象経費（上限）

被災区分	最大支給額※
全 壊	300万円
大規模半壊	250万円
解体／長期避難	300万円
半 壊	50万円
床上浸水	30万円

※複数世帯の場合。単数世帯は3／4

## （3）県負担・補助率の考え方

県：2／3、市町村：1／3

市町村の財政力や被災規模等に関わらず、被災者に対し迅速な支援を行うため県が応分の負担を行い、市町村による制度化の誘導が必要。

## （4）類似事業の有無

全国制度：被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の給付

## 3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	13,600	被災者へ支援金を支給した市町村への補助金交付
合計	13,600	

## 決定額の考え方

#### 4 参考事項

##### (1) 各種計画での位置づけ

有 「岐阜県地域防災計画」

- ・災害復旧 ー被災者の生活確保ー被災者への生活再建等の支援  
(岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金)

##### (2) 国・他県の状況

全国制度：被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の給付  
各都道府県：多数の県で類似の県単独補助制度あり

##### (3) 後年度の財政負担

県内で被災者生活再建支援法適用被害が発生する都度、被災状況を踏まえて予算計上のうえ、支援金を給付。

##### (4) 事業主体及びその妥当性

支援金の迅速かつ円滑な支給のため、支援金の支給主体は、住家被害認定及び罹災証明書発行業務を担う市町村とすることが不可欠である。

## 県単独補助金事業評価調書

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

補助事業名	岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金
補助事業者（団体）	市町村
補助事業の概要	（目的）自然災害の被災者の生活・住宅再建を支援 （内容）市町村が行う被災者への支援金支給に対し補助
補助率・補助単価等	○制度拡充後 定額・ <b>定率</b> ・その他（例：人件費相当額） （2／3、補助対象経費上限 全壊・解体・長期避難 300万円、大規模半壊250万円、 半壊50万円、床上浸水30万円 ※複数世帯の場合。単身世帯は3／4）
補助効果	自然災害による甚大な被害を受けた被災者の生活・住宅再建を支援する。
終期の設定	「令和2年7月豪雨分」については令和5年度まで（基礎支援金は令和3年度で終了。）

### （事業目標）

<p>・終期までに何をどのような状態にしたいのか</p> <p>申請のあった対象被災者に対し、市町村が県の補助を受けて支援金を支給することで、被災者の生活・住宅再建を支援する。</p>
--

### （目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (H30年度末)	目標 (H31年度末)	目標 (終期)

	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	令和2年度 9月補正
補助金交付実績	千円	千円	千円	(予算額) 32,867千円	(要求額) 35,878千円
指標①目標				(推計値)	(推計値)
指標①実績				(推計値)	(推計値)
指標①達成率	%	%	%	(推計値) %	(推計値) %

(指標を設定することができない理由)

被災者生活・住宅再建支援制度は、災害の発生により被災者に支援金を支給した市町村からの申請に基づき補助金を交付するものであり、事前に申請件数等の目標値を設定することができないため。

(前年度の成果)

令和2年7月に発生した豪雨災害について、市町に対し制度の周知及び期日を通知し、速やかな申請、支給を働き掛けた。その後被災者から申請があり、市町において順次支給。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

被災者の速やかな生活・住宅再建のため、速やかな申請及び支援金支給を市町に働きかけることが必要。

国に対して、法に基づく支援制度の不均衡是正について、全国知事会を通じて継続的に要請の結果国制度の改正が検討されており、改正の場合は県制度も改正する必要がある。

(事業の評価)

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か）

○：必要性が高い      △：必要性が低い

(評価)

本事業は被災者生活再建支援法の対象とならない被災者を対象としており、法の対象とならない場合でも、甚大な被害を受けた被災者は多いため、その生活・住宅再建を支援する必要性は高い。  
また、全国的にも同様の制度があり、近年の洪水等自然災害の発生頻度や規模の増大により、社会的な関心も高く、今後も継続して実施していく必要がある。

○

・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか）

○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている  
△：まだ期待どおりの成果が得られていない

(評価)

市町村による被災者への金銭的な直接支援であり、支給率も高いため、被災者の生活・住宅再建に資する事業である。

○

・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか）

○：効率化は図られている      △：向上の余地がある

(評価)

市町村が実施する各種支援策と一体となって実施されており、効率的に実施されている。

○

(事業の見直し検討)

--

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

<input type="checkbox"/> 継続 ・ 削減 ・ 統合 ・ 廃止 (理由) 今後も対象となる自然災害が発生した場合は実施する必要がある。
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【 課】
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	